

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）12月2日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例
藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第5の18の表1の項中「ねこ」を「猫」に改める。

別表第5の20の表9の項及び10の項中「第14条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している動物の愛護及び管理に関する法律及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。